

◎新潟県告示第312号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成16年新潟県告示第38号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア	通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア
小阿賀野川（全域）	A	ア	小阿賀野川（全域）	A	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	A	ア	五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	A	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	AA	ア	清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	AA	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	<u>A</u>	ア	関川下流（渋江川合流点より下流）	<u>B</u>	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	A	ア	保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	A	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア	保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア
(注) 1 該当類型の欄中の「AA」、「A」、「B」及び「D」とは、環境庁告示別表2の1の(1)のAの類型を示す。 2 達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。			(注) 1 該当類型の欄中の「AA」、「A」、「B」及び「D」とは、環境庁告示別表2の1の(1)のAの類型を示す。 2 達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を示す。		